

健全な男女共同参画社会をめざす会

正しい男女平等とは

[トップ](#) [入会のご案内](#) [会報](#) [活動内容](#) [リンク集](#) [お問い合わせ](#)

[会報一覧に戻る](#)

なでしこ通信 21号

なでしこ通信 目次

第21号 ○第6回講演会「独身者は損をしている」のご案内



○松山市議会本会議における池本俊英議員の賛成討論

○伝統破壊！コムズフェスティバル参加報告

健全な男女共同参画社会をめざす会
なでしこ通信 第21号

H20・3・1

第6回講演会を開催致します

4月6日（日）県立美術館講堂においてめざす会第6回講演会「独身者は損をしている」を開催致します。講師のエドワーズ博美氏から以下のメッセージをいただきました。

．．．．．

いつの頃からだろう、親による子供の虐待、子供による親の殺傷が毎日のようにテレビのニュースで流れるようになったのは。どうしてここまで家族が崩壊し、親子の情愛が薄れてしまったのだろう今のうちに子供たちを立ち直らせ、家族を再生せずして日本の社会に未来はない。

そんな思いに駆られている時、アメリカで地道な活動を続けているアメリカ価値研究所の存在を知りました。

この研究所は、アメリカ及び全世界において、健全な社会と健全な家族の再生を目指して、1987年にニューヨークで創立されました。現在100人以上の著名な学者が協力して、種々のプロジェクトに携わり、家族崩壊を防ぐべく、日夜研究に励んでいます。

こうした科学者たちの研究からわかったことは、どれもが夫婦揃った婚姻家族の利点を明らかにしているということでした。男女共同参画推進者が唱える「多様な家族論」及び「離婚の奨励」がいかになんの根拠もない空論であり、それは家族崩壊や社会崩壊につながる可能性が極めて高いことを多くの実例から証明しているのです。以下、研究結果のいくつかをご紹介します。

- 両親の離婚は子供の平均余命を4年縮める
- 離婚した家族の子供は、うつ病・アルコールおよび薬物依存・非行・自殺志向といった傾向非常に高い
- 第一子をもうけている白人のシングルマザーの41%が重度のうつ病の兆候を示しているのに対し、同年代の既婚女性の場合は28%であった
- 片親の家庭で育った少年は、結婚している実の両親の家族で育った少年に比べて、約2倍の確率で、30代初めまでに実刑の対象となる犯罪に及ぶ



実例を挙げればきりがありませんが、これは両親揃った家族がいかに子供たちにとって最善の環境であるかを示しています。

一昔までは、娘を嫁がせる親は「帰る家はないと思え」と、嫁ぎ先で辛抱することの大切さを教えました。しかし、最近は「嫌になったらすぐ帰っておいで」を娘を送り出す親も少なくないと聞きます。わが子可愛さのせいでしょうが、こうした親の甘えがかえって子供たちを不幸にしていることに親は気づいていません。安易な離婚の代償は余りにも大きいのです。

もはや家族崩壊は「対岸の火事」ではありません。足元についた火が燃え盛る前に消し止めないと、手遅れになってしまうでしょう。アメリカの過ちを繰り返さないためにも、今一度、日本の伝統と家族制度のすばらしさを見直さなければ、と思う今日この頃です。

エドワーズさんには演題と同じ「独身者は損をしている」という訳書があり

です。明成社刊1500円です。

松山市議会本会議における

池本俊英議員の賛成討論



松山市の男女共同参画がジェンダーフリー的運用をすることに歯止めをかけるばかりでなく、伝統文化が尊重され、男らしさ・女らしさが大切にされることを願った請願が議決されて間もなく3ヶ月になります。しかし市政を見ておりますと一体私達の請願がどれほど理解されているのか疑問に思うことが多々ございます。

ここに昨年12月17日の市議会本会議で行われた請願「松山市男女共同参画推進条例の運用の基本方針を明確にすることを求めることについて」に対する池本俊英議員の賛成討論の全文をご紹介します、今後私達が市政に求める指針として確認致したく存じます。

自由民主党議員団の池本俊英でございます。

ただいま議題となっております、請願第35号「松山市男女共同参画推進条例の運用の基本方針を明確にすることを求めることについて」の採択に対し、賛成の討論を行います。

男女共同参画の問題については、その関係事象が複雑多岐に亘るため、重要な行政課題の1つでもあります。

男女共同参画社会基本法が制定されたのは、平成11年ですが、これは今から25年ほど前に批准された、女子差別撤廃条約に対応するための国内措置として制定されたものと理解しております。そして、平成12年には男女共同参画基本計画が策定されました。それ以前にも予備的な施策が取られていましたが、ここで基本法に基づく施策が実行に移されたものであります。

基本法の施行後に、全国各地の自治体では続々と男女共同参画推進条例が制定されました。愛媛県においては、平成4年の愛媛県女性行動計画、平成13年の愛媛県男女共同参画計画を経て、平成14年には愛媛県男女共同参画推進条例が制定されました。

本市においても、平成11年に松山市男女共同参画推進センター条例を、平成15年には、男女共同参画推進条例を制定しました。また、この条例は来年、推進の在り方を検討することが付則において規定されております。

そこで、男女共同参画が推進され始めると、それがジェンダーフリーという思想の影響を受けているという批判が湧き上がって参りました。そのため、当時の官房長官であった福田康夫現首相は平成14年に、「男女共同参画社会基本法はジェンダーフリー思想の普及を目的とするものではない」という趣旨の発言をいたしました。さらに、平成17年には、第二次基本計画を発表し、「ジェンダーフリーという用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭りなどの伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画とは異なる」とし、きわめて非常識な具体例として、行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦などを挙げ、基本法の恣意的な拡大解釈を戒めた経緯があります。

また、「ジェンダー」という言葉についてですが、基本法では使用されていま

せん。また、愛媛県の条例にも見当たりません。しかし、本市の条例には使用されております。その定義については、「**男女の役割を固定的にとらえる社会的あるいは文化的に形成された性別**」とされています。

専門的な学説はさて置き、私達は生まれてから社会の文化的な雰囲気の中で育ち、男である、あるいは女であるという性差意識をもっております。このように申し上げると「何故、男が先なのかという声が聞こえてきそうですが……。」その性差意識が男女の固定的役割分担につながり、ひいては男女の不平等をもたらすのであるから、そういう性差意識や男女の役割分担から人々を解放しないと、完全な男女平等が実現できないというのが、「**ジェンダーフリー**」すなわち「**ジェンダーからの解放**」という思想であろうかと思えます。そうすると、この思想は、発想の原点において、あらゆる性差意識、あらゆる男女の役割分担を攻撃の対象として暴走する性格を持っているように思うものであります。

これまで人類は、有性生殖によって命をつないで参りました。つまり、生物的性が異なる、命をつなぐという点で役割が異なる男女が存在しています。

私は、このような男女間の根源的な不平等を神様から頂いた宿命として受け入れるものであります。したがって、性差意識や男女の役割分担のすべてが悪いとは思いません。政府が基本法のジェンダーフリー的運用を抑制したのは、当を得たものだと考えます。

請願者が参考人陳述において、**松山市の条例の5箇条が、ジェンダーフリーの解消つまりジェンダーフリーを意味する語句を含んでいること、また、ジェンダーフリーの思想を知らずに、常識的に読んだのでは理解できない箇所がいくつもあることを指摘しています。**請願者が本市の条例にジェンダーフリー的運用をしないよう求めるのは、もっともなことだと思います。

請願者は、政府の第2次基本計画、改正教育基本法及び改正教育三法の精神、さらには小児医学や脳科学等の最近の学問水準に基づき11項から成る請願事項を基本方針として松山市が条例を運用することを求めています。なお、請願者は、政府の第2次計画のうち請願事項に係わる要点として、ジェンダーフリーという言葉を行政から追放したこと、女性の尊重から母性の尊重

へ重点を移したこと、女性学（ジェンダー学）の振興と研究の奨励を取り止めたこと、家族と家庭を重視すること、社会の基礎単位が個人ではなく、家庭であることを確認したことなどを参考人陳述の際に意見を述べられました。

また、今述べた諸要素は、請願事項の第1項から第8項及び第10項に反映されております。第9項「表現の自由及び思想信条の自由を侵さないこと」は、懸念がある条例15条の運用に慎重であるべきことを求めたものであります。

次に、第10項「松山市はジェンダー学あるいは女性学の学習あるいは研究を奨励しないこと」は、今後コムズの運営などに、ジェンダーフリー的偏向が生じないように求めるものであります。この項については、学問・研究の自由を侵害するおそれがあるとして、市民福祉委員会で議論されたとのことですが、それは「松山市が行政において女性学あるいはジェンダー学を特別扱いしない」という意味合いであり、むしろ当然のことと考えます。松山市民や職員の個人的な学習や研究を決して制限するものでもありませんので、何ら問題はないものとする次第であります。

最後に、第11項「性別による固定的役割分担意識及びそれに基づく社会習慣を認定した場合には、その認定について松山市議会に報告すること」は、松山市男女共同参画基本計画の非常識な例が指摘されていることから、必要であると判断いたしました。

以上の理由から、本請願は松山市の条例を政府の基本法とほぼ同じ基本方針のもとに運用することを求めているものであります。議員各位のご賛同をお願い申し上げます、私の賛成討論とさせていただきます。

伝統破壊！

コムズフェスティバル参加報告

先日開催されたコムズフェスティバルの分科会に参加し、**ペープサート劇**

「**モモタロー・ノーリターン**」を鑑賞しました。柴刈り・洗濯という「**男女による性的役割分担**」に異議を唱える**おばあさん**、生まれたのは**桃太郎**なら

ぬ「桃子ちゃん」、男らしさ・女らしさを「刷り込まれず自由に」育った桃子は、村人や同族の女を迫害している鬼をこらしめるため「自発的なボランティア」を引き連れ、鬼の村を包囲します。女鬼は桃子軍に寝返り、メシの支度一つしたことのない男鬼たちは空腹に耐えかねて降伏を申し出る、というストーリーでした。

男女平等はわが国の基本原則であり、女性蔑視やDVは許されざる行為にちがいありません。しかし、古来からのおとぎ話にジェンダーの視点をあて、その中に潜む「差別性」を嗅ぎ取ろうとするマニアックな解釈は、私的会合や市民グループの集いならいざ知らず、税金で運営される施設の行事にはなじまない反文化活動ではないでしょうか。

男女共同参画社会に名を借りた文化破壊の試みは、これまでも「鯉のぼり・ひな祭り」の廃止、「奥さん」「主人」「嫁入り」などの呼称禁止、大相撲の土俵への女性登壇推進、男女混合名簿への完全移行などに見られました。もしこういう活動がまかり通るのであれば、例えば科学的真理に背馳すると

いう理由で「浦島太郎」や「かぐや姫」が、動物愛護にそぐわないという理由で「かちかち山」が、特定の宗教加担で「笠地蔵」が、それぞれやり玉に挙げられそうです。ジェンダーフリーは子供の世界をも“侵略”しつつあるようです。

■□□事務局からのお知らせ■□□

- 男女共同参画と直接は関係ありませんが、会員の大矢野幸雄氏が代表を、会長・小笠原ミワ子が事務局を務めております映画「南京の真実」第一部「七人の死刑囚」の愛媛上映をご案内させていただきました。3月22日（土）コミセン3階大会議室にて1時半上映開始。詳しくは同封のちらしをご覧くださいませ。ご参加の方は是非ご予約下さいませ。
- 月2回「めざす会」学習会を開催しております。日時（原則は第1&3金曜日）や会場は随時お問い合わせ下さいませ。事務局のファクス番号が変更になっております。ご注意ください。
- 会費の切れる会員の方には振替用紙と「入会のご案内・ご賛同者名簿」を同封しております。現在の会員数は656名。1,000名をめざしております。この機会にご家族やご友人にもご入会いただけますようお願い致します。新しい方のお名前は通信欄にお書き下さい。

健全な男女共同参画社会をめざす会

会長 小笠原ミワ子
〒790-0931松山市西石井1-3-30
電話090-3181-4004 FAX 089-964-3903
メール t64r59@bma.biglobe.ne.jp